

塩尻市飲用井戸等衛生対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飲用に供する井戸等の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び指導に関する事項を定めることにより、これらの井戸等について総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱において対象とする施設は、一般飲用井戸（個人住宅、寄宿舍、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。））又は業務用飲用井戸（官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。））のいずれかに該当するものであって、次の各号のいずれにも該当しないもの（表流水及び湧水を含む。以下「飲用井戸等」という。）とする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道、同条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する水道、同条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条に規定する特定建築物
- (3) 塩尻市小規模水道維持管理指導要綱（平成24年塩尻市告示第84号）第2条に規定する飲料水供給施設、簡易給水施設、簡易専用水道及び準簡易専用水道
(管理基準)

第3条 飲用井戸等の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）は、飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮するものとする。

- 2 設置者等は、飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずるものとする。
- 3 設置者等は、井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等）並びに井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めるものとする。
- 4 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、使用者にその旨を周知するとともに市へ連絡し指示を受けなければならない。
- 5 設置者等は、水質検査の結果、法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、市へ連絡し指示を受けなければならない。

(給水開始前の検査)

第4条 設置者等は、飲用井戸等により給水を開始しようとするときは、あらかじめ、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）及び消毒の効果及び消毒副生成物（消毒を行っている場合に限る。）について水質検査を行わなければならない。

(定期検査)

第5条 設置者等は、一般飲用井戸（設置者等が専ら自己の居住の用に供する住宅のみに飲用水を供給するために設置するものを除く。）及び業務用飲用井戸について、年1回以上、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフ

ルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）その他の水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する検査を実施しなければならない。

2 一般飲用井戸の設置者及び管理者は、年1回、前項に規定する水質検査を実施するよう努めるものとする。

（臨時の水質検査）

第6条 設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めるときには、水質基準項目のうち必要なものについて、臨時の水質検査を実施しなければならない。

（検査機関）

第7条 設置者等が飲用井戸等の水質検査を依頼するに当たっては、法第20条第3項ただし書に規定する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して行わなければならない。

（検査結果の保存）

第8条 設置者等が第5条の定期検査又は第6条の臨時の水質検査を行ったときは、その状況を記録し、1年間保存しなければならない。

（実態の把握）

第9条 市長は、飲用井戸等の衛生確保を図るため、飲用井戸等の設置状況等の情報を収集し、飲用井戸等を設置しようとする者、設置者等及び使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（汚染に対する措置）

第10条 市長は、設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸等の汚染を発見した場合は、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。